

山梨県公報

号外第九号

令和五年

二月二十四日

金 曜 日

目 次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………1

監査委員

山梨県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告について、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年二月二十四日

山梨県監査委員	中 澤 和 樹
同	小 泉 久 司
同	土 橋 亨 亨
同	水 岸 富 美 男

令和4年度 定例監査実施結果

第1 令和4年度定例監査実施結果【下期分】

1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
感染症対策センター				0
知事政策局		2		2
スポーツ振興局				0
県民生活部		6		6
男女共同参画・共生社会推進総括官				0
リニア未来創造局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
林政部		1		1
環境・エネルギー部		1		1
産業労働部		6		6
観光文化部		5	1	6
農政部		10		10
果樹整備部		5		5
出納局				0
企業局				0
教育委員会		47		47
議会事務局				0
行政委員会		12		0
警察本部		12		12
合計	0	116	1	117

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査の実施期間

令和4年9月15日～令和5年1月26日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「毒物及び劇物の管理は、適切に行われているか。」を重点事項とし、行政監査と併せて実施した。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの	

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。
また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。
注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。
監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

令和4年度下期 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1		1					4	1	7
指導事項		19	5	44	3	6	7		5		89
注意事項		2		4	3		11		30		50
合計	0	22	5	49	6	6	18	0	39	1	146

令和3年度下期 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1			1	1			5
指導事項		24	5	21	2	7	12		25		96
注意事項		1	7	4	1	1	17				31
合計	0	27	12	26	3	9	30	0	25	0	132

令和4年度下期と令和3年度下期との対比 A-B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲1				▲1	▲1		4	1	2
指導事項		▲5		23		▲1	▲5		▲20		▲7
注意事項		1	▲7		2	▲1	▲6		30		19
合計	0	▲5	▲7	23	3	▲3	▲12	0	14	1	14

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月8日、令和5年1月12日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
1) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。また、台帳への消滅事由及び消滅年月日の記入がされなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月25日、令和5年1月19日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与2)
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま週末に支給されていた。
2) 夜間勤務手当が支給されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月28日、10月26日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
1) 行政文書の写しの交付に係る現金収納事務において、次のとおり不備があった。
①現金出納簿は財務規則第44条第5項の規定により現金領収月計表を付して月別に編集しなければならぬとされているが、現金領収月計表が作成されていなかった。
②現金領収簿の書損の用紙は、簿冊のその箇所に残しておかなくてはならないとされているが、4枚複写のうち、現金領収書原簿以外の3枚について、簿冊に残されていないものがあった。
(注意事項) 1件 (収入1)

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月16日、10月26日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与2)
1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。
①同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100(月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100)の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していた

が、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、時間外勤務手当が課って支給されているものがあった。

②同一週内に振替ができなかったが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えていないとされていたが、当該週に祝日を別の週に代休日を指定し勤務したことにより、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えており、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給すべきところ、支給されていないものがあった。

③月6.0時間超の時間外勤務に係る実績の集計において、週3.8時間4.5分を超えた部分の勤務実績を課ったまま計算したため、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当が過大・過少に支給されているものがあった。

④人事給与システムへの入力に誤りがあり、時間外勤務手当が過少に支給されているものがあった。

2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。

(注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月15日、9月21日、10月26日

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (給与2)

1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、時間外勤務手当が課って支給されているものがあった。

③振替を行ない勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。

2) 2日にまたがる週休日の勤務において、週休日の振替に不適切な処理があったことにより、当該勤務に係る時間外勤務手当及び夜間勤務手当が支給されていた。

(注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月22日、令和5年1月26日

(指摘事項) なし

(指導事項) 4件 (収入1、給与1、契約2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金過年度分 先数 1件 132,446円

2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じて得た額を時

間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、時間外勤務手当が課って支給されているものがあった。

3) 燃料地下タンク及び地下埋設配管の漏洩検査点検業務委託契約書において、次のとおり不備があった。

①契約書第1条に定める仕様書が添付されていなかった。

②契約書第2条において、受託者は技術上の管理をする業務主任技術者を定めて県に通知するものとされているが、履行されていなかった。

③遅延利息に関する事項が記載されていなかった。

4) 産業廃棄物収集・運搬・処理業務契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号において委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 週休日の振替において、振替を行ない勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項) なし

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) なし

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 週休日の振替において、振替を行ない勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項) なし

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月

監査実施日 令和4年11月24日、令和5年1月26日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件 (収入1、給与2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

単位：円

科目	令和3年度決算時	令和4年10月末現在
間接税	8,059	0
個人県民税	553,669,551	442,089,667
法人県民税	13,945,627	10,756,281
個人事業税	26,684,180	19,413,020
法人事業税	55,572,078	39,140,334
不動産取得税	48,985,159	28,318,560
自動車税種別割	36,724,361	19,425,949
自動車税(旧法による)	18,727,218	12,147,231
加算金	18,443,613	18,307,676
合計	772,759,846	589,598,718

2) 週末日に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものがあった。

②支給区分を誤り、過少に支払われているものがあった。

3) 通勤手当の認定において、支給開始月を誤ったため、過少に支払われているものがあった。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月30日、令和5年1月10日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

父子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 先数 3件 4,695,000円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 25,082,089円 令和4年度分 54,750円 合計 先数 48件 25,136,839円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 6件 268,505円

③募帰福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 先数 6件 2,276,031円
④募帰福祉資金貸付金償還金(利子)
過年度分 先数 2件 83,292円
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月18日、12月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 2,988,317円 令和4年度分 74,499円 合計 先数 6件 3,062,816円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 1件 98,321円

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月28日、令和5年1月10日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

生活保護費返還金

過年度分 22,521,768円 令和4年度分 3,014,361円 合計 先数 66件 25,536,129円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 3,946,645円 令和4年度分 212,202円 合計 先数 14件 4,158,847円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 1件 8,458円

(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月29日、令和5年1月10日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、給与1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

生活保護費返還金

過年度分 28,548,596円 令和4年度分 273,978円 合計 先数 31件 28,822,574円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分	16,640,449円	令和4年度分	837,749円	合計	先数 35件 17,478,198円
②母子福祉資金貸付金償還金(利子)					
過年度分	先数 5件 147,339円				
③父子福祉資金貸付金償還金(元金)					
過年度分	先数 1件 83,344円				
④専属福祉資金貸付金償還金(元金)					
過年度分	842,709円	令和4年度分	61,130円	合計	先数 3件 903,839円
⑤専属福祉資金貸付金償還金(利子)					
過年度分	先数 1件 38,625円				
2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。					
①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100(月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100)の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。また振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大支給されているものがあつた。					
②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があつたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100(月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100)の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことなどにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。					

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月15日、令和5年1月16日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(給与1)	
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター				
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月				
監査実施日	令和4年11月29日、12月23日				
	監査の結果				
(指摘事項) なし					
(指導事項) 2件(収入1、給与1)					
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。					
①児童福祉施設費負担金					
過年度分	1,545,909円	令和4年度分	109,290円	合計	先数 6件 1,655,199円
②あけぼの医療福祉センター使用料					
過年度分	2,295,667円	令和4年度分	81,476円	合計	先数 6件 2,377,143円
2) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があつたことや別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。					

(注意事項) 1件(契約1)	
監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月5日、11月28日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件(支出1、給与1)	
1) 甲種防火管理新規講習会受講料に係る前渡資金の支払日が不必要に前倒しされていた。	
2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないがあつた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月15日、令和5年1月16日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件(給与2)	
1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあつた。	
2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月20日、11月22日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(給与1)	
1) 時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。	
①週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。	
②山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程第2条に規定する特例職場にて、勤務時間を割り振られた日における時間外勤務手当の支給区分に誤りがあり、過大に支給されているものがあつた。	
(注意事項) 1件(重点事項1)	
監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
	監査の結果

(指摘事項) 1件(重点事項1)
 1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていたなかった。
(指導事項) 1件(契約1)
 1) 特別管理産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、受託業者は事業範囲を証する許可書の写しを具に提出し、本契約書に添付すると定められているが、履行されていたなかった。
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月31日、11月29日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	子育て支援局 女性相談所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月4日、11月17日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月22日、令和5年1月17日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件(給与3)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていたなかった。
 2) 住居手当について、届出の事実発生日が月の初日以外のため、翌月から支給開始と認定すべきところ、事実発生日の属する月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあつた。
 3) 会計年度任用職員の期末手当に係る社会保険料について、控除額に誤りがあり、雑部金残高が過大となっていた。
(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月16日、令和5年1月24日

監査の結果
(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 児童福祉施設費負担金
 通年度分 557,761円 令和4年度分 27,129円 合計 先数 5件 584,890円
(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 児童福祉施設費負担金
 通年度分 94,500円 令和4年度分 13,887円 合計 先数 2件 108,387円
(注意事項) なし

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月27日、11月30日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所(防災局と共管)
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月30日、10月28日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件(支出1、給与2、重点事項1)
 1) 日本民俗学会負担金について、私費で支出していたことが判明したため、資金前渡の対象外として精算・れい入を行ったが、その間長期にわたり資金前渡職員の口座に滞留していた。
 2) 通勤手当の認定において、通勤届の決定事項欄の該当するものにシ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていたなかった。また、任命権者確認・決定欄に押印のないものがあつた。
 3) 再任用職員の令和3年12月期末勤続手当に係る社会保険料について、被保険者からは正しい保険料を徴収していたが、健康保険、厚生年金保険被保険者賞与支払届の額に誤りがあつたため、予備監査日現在、差額分が雑部金に滞留していた。